相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市宮前通東、最後の住所札幌市南区澄川四条七丁目六番一一号
被相続人　亡　髙西　利武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
事務所札幌市中央区大通西一二丁目　あいおいニッセイ同和損保札幌大通ビル八階
弁護士法人谷口晃太朗法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上村真太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市小中野八丁目二一四番地、最後の住所青森県八戸市大字鮫町字山四郎蒔目一七番地二七九コーポ汐風Ａ―一
被相続人　亡　松浦　晶信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
青森県八戸市根城五丁目一三番一七号　弁護士法人たいよう総合法律経済事務所
相続財産管理人　弁護士　上野　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三戸郡五戸町字愛宕下タ二〇番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山崎　好規

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
山形市上桜田一丁目一三番一八号
相続財産管理人　司法書士　髙橋　千幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市大字上新郷一九二八番地二、最後の住所埼玉県羽生市大字砂山四二〇番地三　共愛会第二グリーンハイツ
被相続人　亡　渡邉　輝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
埼玉県熊谷市筑波一丁目五六―一　ワンチスクエアビル二階　丸田・白石法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丸田健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜市久喜東一丁目一八番、最後の住所埼玉県久喜市久喜東一丁目一八番二三号
被相続人　亡　前島ひろ美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目二八番地あじせんビル四階・六階埼玉中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青木　努

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区足立四丁目四一番、最後の住所埼玉県草加市両新田西町六二番地アヴァンセーヌ草加二〇一号
被相続人　亡　丸山　宏道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
事務所東京都新宿区西新宿七丁目三番一号　三光パークビル三階みどり共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　淳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡白子町北日当三四九番地、最後の住所神奈川県中郡二宮町百合が丘一丁目一二番一六号四三
被相続人　亡　牧野　緑

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
神奈川県小田原市栄町一丁目一四番一〇号　ＨＭ―小田原ビル二階
相続財産管理人　弁護士　山崎　夏彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市旭区さちが丘一七三番地、最後の住所横浜市旭区今宿南町一七一八番地五〇
被相続人　亡　新川　伸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
横浜市中区日本大通一七番地　ＪＰＲ横浜日本大通ビル二階
相続財産管理人　弁護士　伊藤　武洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県南佐久郡南牧村大字野辺山一九番地一五九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　百瀬　泰江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
山梨県甲府市相生一丁目一九―二ＦＬＤビル六階あおば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤本　紗季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市波田五五二五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山口　義弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
長野県松本市丸の内八番三号丸の内ビル
竹内永浩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹内　永浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市港区七反野一丁目一〇六番地、最後の住所名古屋市中区千代田三丁目二九番一〇号
被相続人　亡　高橋　隆弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
名古屋市中区錦二丁目四番三号錦パークビル六階　遠藤・伊佐治法律事務所
相続財産管理人　遠藤　圭

相続債権者への請求申出の催告

本籍山形県山形市六日町九三八番地一、最後の住所山形県山形市五十鈴一丁目七番四七号　シニアホームいすず
被相続人　亡　古川　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
青森県十和田市西十二番町一一番一五号　法律事務所奥入瀬
相続財産管理人　保土澤史教

相続債権者への請求申出の催告

本籍山形県山形市六日町九三八番地一、最後の住所山形県山形市五十鈴一丁目七番四七号　シニアホームいすず
被相続人　亡　古川　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
青森県八戸市根城五丁目一三番一七号　弁護士法人たいよう総合法律経済事務所
相続財産管理人　弁護士　上野　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三戸郡五戸町字愛宕下タ二〇番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山崎　好規

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目二八番地あじせんビル四階・六階埼玉中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青木　努

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区足立四丁目四一番、最後の住所埼玉県草加市両新田西町六二番地アヴァンセーヌ草加二〇一号
被相続人　亡　丸山　宏道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
横浜市中区日本大通一七番地　ＪＰＲ横浜日本大通ビル二階
相続財産管理人　弁護士　伊藤　武洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県南佐久郡南牧村大字野辺山一九番地一五九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　百瀬　泰江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月六日
山梨県甲府市相生一丁目一九―二ＦＬＤビル六階あおば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤本　紗季

第５期決算公告

平成29年9月19日
埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目５番22号
株式会社県民共済総合サービス
代表取締役　守谷　恭二

貸借対照表の要旨（平成29年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,000,989
	固定資産	47,135
	合計	1,048,124
負債及び純資産の部	流動負債	206,766
	固定負債	67,567
	負債本金	773,791
	純資産資本金	400,000
	利益剰余金	373,791
	その他利益剰余金	373,791
	（うち当期純利益）	(49,023)
	合計	1,048,124